

●香川県告示第124号

平成12年香川県告示第627号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成19年3月23日から施行する。

平成19年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 財団法人香川県国際交流協会<br>財団法人香川県食鳥衛生検査センター<br>財団法人明治百年記念香川県青少年基金<br>財団法人香川県環境保全公社<br>財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団<br>財団法人香川県ボランティア基金   | 財団法人香川県国際交流協会<br>財団法人香川県食鳥衛生検査センター<br>財団法人明治百年記念香川県青少年基金<br>財団法人香川県環境保全公社<br>財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団<br>財団法人香川県ボランティア基金<br><u>財団法人香川県国民年金福祉協会</u>  |
| 財団法人かがわ健康福祉機構<br>財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 財団法人香川県身体障害者協会<br>財団法人香川いのちのリレー財団<br>財団法人かがわ産業支援財団<br>財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会<br>財団法人香川県農業振興公社<br>財団法人かがわ水と緑の財団<br>財団法人香川県水産振興基金<br>財団法人香川県建設技術センター<br>財団法人香川県下水道公社<br>社会福祉法人香川県社会福祉事業団<br>社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 | 財団法人かがわ健康福祉機構<br>財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 財団法人香川県身体障害者協会<br>財団法人香川いのちのリレー財団<br>財団法人かがわ産業支援財団<br>財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会<br>財団法人香川県農業振興公社<br>財団法人かがわ水と緑の財団<br>財団法人香川県水産振興基金<br>財団法人香川県建設技術センター<br>財団法人香川県下水道公社<br>社会福祉法人香川県社会福祉事業団<br>社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団 |